

# あなたに知ってもらいたい 原賠制度

原産協会メールマガジン別冊特集



## 「あなたに知ってもらいたい原賠制度」の 作成にあたって

当協会では、原子力産業の基盤の1つでもあり、皆様の事業経営にとっても深い関わりのある原子力損害賠償制度（原賠制度）をより良く理解して頂くため、原賠制度に関わる種々の事柄を Q&A の形で、ご紹介していきたいと存じます。

近年、原子力エネルギーは地球温暖化防止対策の切札と言われ、これに関連したダイナミックな動きが世界中で見られます。原子力の安全には、これまでも万全を期した諸対策が取られてきましたが、それと共に、万一の事故に備え、被害者の救済と原子力事業の健全な発達を目的として、多くの国で原子力損害に関する賠償制度が設けられています。つまり、原子力産業は、安全対策と賠償制度が一体となって、その安定的な運用が図られる仕組みになっているのです。

ところで、あなたは「原子力損害賠償制度」についてこんな風に思っていないですか？

- わが社は法律の定めにしたがって賠償額を手当てしているので、何も問題はない
- 事故の責任を取るのは原子力事業者だから機器メーカーのわが社には関係ない
- 下請けとして部品を納めているわが社には無縁の話である
- 地元としては、この制度があるので被害者に対して十分な補償があると理解している
- 損害賠償問題が起きても、万事、弁護士の先生にお任せしているから大丈夫

本当に、それで大丈夫ですか？

一旦原子力事故が起きてしまうと、膨大な額の損害賠償請求が発生する可能性があります。実際、JCO 臨界事故では、放射性物質の飛散などが無かったにも関わらず、約七千件の損害賠償請求が事業者に対してなされ、その総額は 150 億円にものぼりました。

万一の事故のとき、あなたの会社が納めた装置や部品が原因の事故と言われたら、損害賠償について、どのように対応しますか？

原賠法にある「原子力損害は原子力事業者が賠償する」という制度をご存知かもしれません。しかし、これは日本の国内法です。事故による損害が国外に及んだ場合や国際輸送の事故など、どのような裁判が行われ、どのような賠償を負わせるのかご存じですか？

世界では原子力カルネッサンスと言われるほど原子力産業が注目されています。この波に乗ってあなたの会社が国際的にビジネスを展開しようとしたとき、あなたは海外での損害賠償リスクをどのように考えますか？

この「あなたに知ってもらいたい原賠制度」をご覧頂き、上記のような状況における原子力損害の賠償について考えることで、今まで見えなかった意外な賠償リスクに気づき、適切な対応の検討に役立てて頂ければ幸いです。

## 目次

原子力損害賠償に関するリスクと原賠制度の目的	2
Q1 もし原賠法がなかったら	
「もし原賠法がなければ、原子力事故の賠償はどうなりますか？」	
Q2 原賠制度の目的	
「なぜ原子力損害賠償制度が作られたのですか？」	
原賠法適用の条件と原子力損害の形態	8
Q1 適用の条件	
「原賠法はどんな場合に適用されるのですか？」	
Q2 原子力損害の形態	
「原子力損害とはどんな損害ですか？」	
国際輸送に伴う原子力損害賠償	17
Q1 国際輸送事故の賠償請求先	
「日本企業が日本からフランスへの使用済燃料輸送中に事故を起こしました。損害賠償の請求先として誰が考えられますか？」	
Q2 国際輸送中に関する損害賠償請求の態様	
「Q1の事故の場合、原子力損害の賠償に関する裁判は、どこでどのように行われますか？」	
原子力損害賠償に関する国際条約	20
Q1 国際条約の概要	
「原子力損害賠償に関する国際社会の取り決めはどうなっていますか？」	
Q2 国際枠組みに対する日本の役割	
「日本はどのようにして原賠に関する国際条約に入っていないのですか？」	
原子力損害の補完的補償に関する条約	24
Q1 CSCの特徴	
「米国が加盟したCSCとは、どのような条約ですか？」	
Q2 CSC加盟を目指す理由	
「いま、日本がCSCに注目しているのは何故ですか？」	
添付資料	30
「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）	
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（補償契約法）	

Q1

もし原賠法がなかったら

「もし原賠法がなければ、  
原子力事故の賠償はどうな  
りますか？」

A1

- 原子力事故に関連する多数の関係者（電気事業者等の原子力事業者、プラントメーカー、サプライヤーなど）が責任追及の対象となり、裁判の場合には複雑化・長期化する可能性があります。
- 巨額の賠償責任を負う会社が、その負担に耐え切れず倒産してしまう可能性があります。
- 賠償責任を果たせず会社が倒産してしまえば、被害者は損害の補填を受けられないこととなります。
- 原子力事故はさまざまな損害をもたらしますが、被害者は、関係者の過失や因果関係を1つ1つ証明し、加害者を特定して責任追及しなければなりません。

解 説

「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」がなければ原子力事故の場合も一般的な事故と同じ扱いになります。

事故などにより第三者に損害を与えてしまった場合、一般的には原子力事業者もしくはプラントメーカー等が民法上の不法行為（場合によっては債務不履行）による賠償責任を負うこととなります。一般的に、不法行為責任が発生するには4つの要件【違法性（権利侵害）】【加害者の故意または過失】【損害の発生】【違法行為と損害の間の相当因果関係】を充足する必要があります。しかし原賠法があれば、発生した損害が原賠法で規定された原子力損害に該当すればその適用を受け、被害者は原賠法による救済を受けることができます。

【原子力損害とは】

核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物

質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。

（原賠法第二条2項）

【原賠法の概要】

○無過失責任と責任集中

原子力事業者は故意又は過失がなくても原子力損害を賠償しなければなりません。逆に、原子力事業者でない者は原子力損害の賠償責任を負いません。

○賠償措置の強制

損害賠償措置の強制により原子力事業者の賠償資力が確保されています。

○国家補償

事業者による措置でまかなえない損害や、事業者の責任範囲外の損害は国が補償します。

## Q2

### 原賠制度の目的

### 「なぜ原子力損害賠償制度が作られたのですか？」

## A2

- 万一原子力事故が発生した場合、巨額の賠償負担による倒産リスクを負うのでは民間企業は容易に原子力産業に参入できません。こうしたリスクを避ける仕組みとして生まれました。
- 原子力事業者だけが責任を負うこと（責任集中）で、原子力事業者と取引を行う企業は参入しやすくなり、また事故の際の責任の所在が明確になります。
- 原子力事業者はあらかじめ賠償の準備（保険契約等の締結）を強制されているので、事故によって生じる巨額の損害賠償の支払いは保険金等で代替されます。
- もし原子力事業者が賠償責任を果たせなくても、国の援助により被害者は救済を受けることができます。
- 日本だけでなく原子力施設を持つ多くの国に、同様の原賠制度があります。原賠制度がない新規原子力導入国は、導入前に原賠制度を整備することが重要となります。

#### 解説

万一原子力事故が発生すれば、周囲の人や財産に大きな損害を与えます。その加害者として、事業者は膨大な賠償金を負担することになり、たった1回の事故で原子力事業者や機器などを納めたメーカー・サプライヤーがバタバタと倒産してしまうかもしれません。また、倒産してしまえば会社から十分な賠償金を得ることは難しいため、被害者も救われません。これでは原子力産業に関わろうという民間企業は現れないでしょう。

原賠制度は原子力事業の健全な発達と被害者の保護のために作られました。原子力損害の賠償責任を原子力事業者に集中し、原子力事業者に責任保険等の賠償措置を強制することにより、原子力事業者であ

る企業は偶発的な賠償負担でなく経常的支出（保険料）のみを負担することとなり、経営の安定が図られます。また、原子力事業者は、地震など賠償責任保険の免責事由に該当する場合に備えて、政府と原子力損害賠償補償契約を結ぶことも強制されています。さらに、事業者による措置でまかなえない損害は国が補償することで、被害者は確実に損害の救済を受けることができます。また、異常に巨大な天災地変や社会的動乱など、原子力事業者の責任が問われない場合は政府が必要な措置を講じることとなっています。日本だけでなく原子力施設を持つ多くの国に同様の原賠制度がありますが、賠償措置額や原子力事業者の責任範囲は国によって様々です。また、原賠制度がない新規原子力導入国は、導入前に原賠制度を整備することが重要な政策課題となります。

## 1 原子力損害賠償制度の起こり

原子力はひとたび事故が起こると被害が甚大かつ広範囲にわたることから、巨額な賠償責任が発生する恐れがある。第二次世界大戦後、米国において民間企業による原子力の平和利用を進めるにあたり、米国政府は巨額の賠償リスクを、原子力産業を担う民間企業に負わせるわけにはいかないと判断し、また、民間企業側からの強い要請もあって、原子力損害賠償制度が創設された。1954年原子力法の修正法として1957年（昭和32年）に制定されたプライス・アンダーソン法では、原子力事業の被許可者に対する損害賠償措置の強制、賠償義務者の責任額の制限等が定められた。また、米国が、諸外国へ原子力産業を展開するにあたって、原子力プラント輸出の条件に、製造者（メーカー）や供給者（サプライヤー）等が原子力損害賠償責任を負わないような制度の制定を要求し、各国は原子力損害賠償制度を自国の原子力産業の創設、育成に不可欠なものとして受け入れた。

## 2 原子力損害賠償制度の目的

原子力損害賠償制度は、万一の事故時に、加害者側への損害賠償請求を容易にし、十分な賠償もしくは補償の確保により被害者を保護するという一方で、原子力事業者への巨額の賠償負担に関する責任を明確化している。すなわち、事業者の負うべき経済的負担の一定範囲を保険等に転嫁し、一定額を超えて過大な負担を生じる場合には国の援助を明確化することにより、事業者の経営を安定させ、それによって原子力事業の健全な発展を促進するものである。原子力賠償制度は、このように被害者の救済を確保するとともに事業者の負担を軽減するという、双方の利益に配慮している点が、最大の特徴である。

## 3 原子力損害賠償制度がない場合の留意点

被害者の保護と原子力産業の健全な発達を目的とした原子力損害賠償制度であるが、この制度が存在しない環境下で原子力損害が起きた場合、それによって生じる法的紛争が混乱を極めるおそれがある。原賠制度がなければ、その損害賠償は民法上の不法行為責任、債務不履行責任、あるいは製造物責任法（PL法）上の製造物責任等によって裁かれることになるが、原子力産業には多数の事業者が関与しており、原子力事業者ばかりでなく、製造業者、輸入業者、輸送業者など全ての関係者に責任主体が拡大するおそれがある。場合によっては、国や自治体の責任が問われることになるかもしれない。他方で、被害者にとっては、加害者の過失や事故と損害との因果関係の存在、あるいは製造物責任では瑕疵の存在などの主張・立証責任を負うことになる。原子力産業は、高度且つ複雑な技術を用いており、こうした負担を被害者に負わせることは困難である。そうした結果、医療訴訟やPL法施行前の製造物責任訴訟と同様、司法は被害者救済のために大胆な主張・立証の転換をせざるを得ないこととなり、原子力事業者の負担は最終的に過大なものとなってしまう。

### (1) 賠償責任の厳格化がない場合

PL法のような特別法を別にすれば、一般の不法行為責任の場合は過失がなければ責任は問われない（過失責任の原則）。そのため、被害者は加害者の過失を証明しなくてはならず、裁判の長期化や証拠不十分により、被害者が損害賠償責任を追及するには重い負担がかかる。

### (2) 原子力事業者への責任集中がない場合

原子力事業者に責任が集中されない場合、原子力事業者のみならず原子力事故に関係するメー

カーやサプライヤー、工事会社等幅広い関係者にまで巨額の賠償責任が及ぶ可能性があり、そのようなリスクが原子力事業への参入を阻害するおそれがある。また、被害者にとっては請求対象が不明確という不利益がある。

**(3) 損害賠償措置の強制がない場合**

事業者が独自に損害賠償措置の確保をしないまま、巨額の損害賠償責任が発生してしまった場合、事業者は資金不足等により倒産に追い込まれてしまい、被害者は損害賠償を得られない可能性がある。

**(4) 賠償責任金額の制限や、国の援助がない場合**

原子力事故の損害は被害額の予測が困難である。したがって、事業者が損害賠償のための資金を措置により確保していたとしても、それを上回る賠償責任が発生した場合、やはり事業者は資金不足による、倒産リスクを避けられない。その場合、被害者は賠償を得られない可能性がある。また、事業者はそのようなリスクのある事業に参入しなくなる可能性がある。これに対応するために、賠償責任金額の制限あるいは国の援助が制度に盛り込まれている。

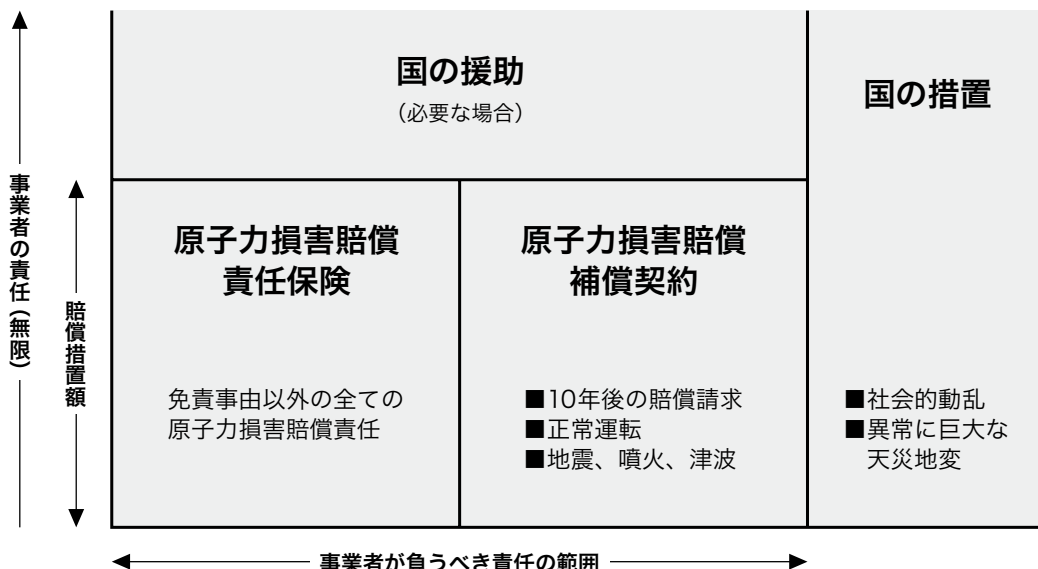
**(5) 国の措置がない場合**

社会的動乱や極めて稀な巨大な天災地変による原子力損害については、事業者の賠償責任範囲外となり、当然のことながら被害者は保険金等の支払いを受けないので、被害者は救済される手立てがなくなってしまう。これに対応するため、制度に国の措置を設けて、被害者への補償がなされることにしている。

**4 我が国の原子力損害賠償制度**

我が国では、被害者の保護を図ること及び原子力事業の健全な発達に資することを目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」と「原子力損害賠償補償契約に関する法律」の二法により原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定めている。その主な内容は以下の通りである。

**【事業者責任と賠償措置額の関係】**



社会的動乱……戦争、海外からの武力攻撃、内乱  
異常に巨大な天災地変……歴史上あまり見ることの無いもの

### (1) 賠償責任の厳格化

原子力事業者は過失がなくても損害賠償責任を負うため、被害者は損害賠償請求権の行使が容易となる。我が国では、故意・過失がなくても「原子炉の運転等」に起因して発生した原子力損害に対しては原子力事業者が損害賠償責任を負うという無過失責任を採用している。

### (2) 原子力事業者への責任集中

原子力損害については、本来責任を負うべき者が他にあったとしても原子力事業者だけが賠償責任を負い、その他の者は一切責任を負わない。すなわち、原子力事故の責任を原子力事業者に集中することにより、被害者の賠償請求先を明確にするとともに、原子力事業者の求償権行使も制限することにより、原子力事業者と取引関係するメーカーやサプライヤーなどは、損害賠償責任を回避できる。これによって、多くの企業が原子力事業に参画しやすくなる。また、免責事由は「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に限定されている。

### (3) 損害賠償措置の強制

我が国においては、損害賠償責任保険に加え、原子力損害賠償補償契約の締結を強制し、賠償のための資金をあらかじめ措置することで、事業者は偶発的な事故による賠償負担を保険料等の費用で経常的支出に転化し、経営の安定化を図ることができると共に、被害者は賠償を確実化することができる。現在の損害賠償措置額は600億円であるが、原賠法改正により、平成22年1月1日から1,200億円に引き上げられることとなっている。

### (4) 賠償責任金額の限度

原子力事業者の賠償負担金額を限定することにより、万一のことを考えても事業者は財務的な見通しが立てられるようになり、原子力事業の健全な経営に資することとなる。しかしながら、我が国においては諸外国の法制と異なり、ドイツ、スイスと同様に、原子力事業者の責任額に制限を設けておらず、無限責任となっている。但し、我が国においては、事業者が賠償責任を果たせないような財務状況に至った場合に、次に述べるような国による援助、措置が用意されている。

### (5) 国家補償

原子力事業者が損害賠償措置額を超えた損害に対する賠償責任を果たせないような場合、あるいは原子力事業者の責任範囲外であるため損害賠償措置で補えない損害（我が国においては社会的動乱、異常に巨大な天災地変）については、国が原賠法上の援助、措置を行なうことにより、被害者への補償を確約することで、被害者は確実な賠償または補償を得られる。

## 5 各国の損害賠償制度

原子力施設を有する多くの国では、特別法としての原子力損害賠償法を制定しており、その目的には被害者保護と原子力産業の健全な発展が掲げられている。各国の国内法として定められている原子力損害賠償制度や、原子力損害賠償制度に関する国際条約は、賠償制度の基本的原則として、主に、責任の厳格化、責任の集中、賠償措置の強制、賠償金額の制限、国家補償の5つの要素を備えている。これらのうち、責任額の制限や賠償措置額については、国により大きな差異がある。また、原子力事故による越境損害を生じた場合などに際しては、国際間の原子力損害賠償に関わる国際条約（パリ条約、ウィーン条約など）があるが、これについては、後述の「原子力損害賠償に関する国際条約」で取上げることとする。

### (1) 賠償責任額の制限および賠償措置額

原子力事業者の責任については、有限と無限の国に分かれており、日本、ドイツ、スイスは責任額



の制限をしていないが、多くの国は有限責任を採っている。また、賠償措置額は各国の事情に基づき様々な状況にあり、米国の約 102.6 億ドル（約 1 兆円）を筆頭に、ドイツ 25 億ユーロ（約 3,200 億円）、スイス 11 億スイスフラン（約 920 億円）、スウェーデン 3 億 SDR（約 435 億円）、英国 1.4 億ポンド（約 200 億円）、フランス 6 億フラン（約 116 億円）、韓国 500 億ウォン（約 36 億円）、中国 3 億 RBM（約 43 億円）および日本 600 億円（平成 22 年より 1,200 億円）となっている。現在、改正パリ条約の加盟国においては、条約の内容に沿って国内法の改正を検討中であるが、賠償措置額は最低 7 億ユーロ（約 888 億円）になる予定である。（円換算は平成 21 年 4 月 21 日の為替レートによる。）

## (2) 特異な原子力損害賠償制度

多くの国が、損害賠償措置として民間の原子力損害賠償責任保険を採用しているが、米国およびドイツにおいては、責任保険に加え、独自の原子力事業者の共済制度を取り入れるなど、他と大きく違うものとなっている。

### ① 米国の原子力損害賠償制度

米国では、原子力施設の被許可者（運営者）は、1 次損害賠償措置額として 3 億ドルの損害賠償責任保険の締結が義務付けられ、この保険の保険金額を超える損害が発生したときには、2 次賠償措置として事業者間相互扶助制度が設けられている。その超過額を遡及保険料として、1 原子炉あたり 9,580 万ドルを限度に運営者に割り当てられ、1 次措置額 3 億ドルと 2 次措置額約 99.6 億ドル（現在 104 基）の合計 102.6 億ドルの損害賠償措置額を責任制限額とする有限責任を採用している。なお、この 2 次措置額を超えて、被害者への補償が不十分な場合には、政府が資金を拠出することとなっている。

### ② ドイツの原子力損害賠償制度

ドイツでは第 1 層損害賠償措置として 2.56 億ユーロを責任保険で措置し、さらに第 2 層損害賠償措置として原子力発電所運営会社の親会社である電力会社の資金的保証により 22.44 億ユーロを措置する。第 1 層と第 2 層を合計した 25 億ユーロが損害賠償措置額となるが、これを越える部分も事業者の責任であり、無限責任を採用している。ただし、この賠償措置制度が機能しない場合には、政府が補償することとなっている。

## 6 原子力保険引き受けの仕組み

原子力保険は、多数の原子力発電所、核燃料製造所、使用済燃料再処理施設等の原子力施設を契約対象としており、その保険引受金額が巨額となるため、各国では損害保険会社が原子力保険プールを設立して、共同で保険引受を行っている。さらに、各国の保険プールとの間で再保険契約を結ぶことによって、巨額な引受リスクの分散と引受能力の増大を図っている。我が国においては、1960 年に日本原子力保険プールが設立され、現在 24 の会員保険会社によって原子力保険事業に関する共同行為を行っている（独禁法の適用除外の認可を取得）。各会員の最高保有額の合計が日本プールの保有額となり、これに各国プールの引受額（再保険）を加えた額が日本プールの引受能力となっている。なお、世界的な損害賠償措置額は、改正パリ条約等により 7 億ユーロという高額な水準となっており、世界中の保険会社の引受能力を結集して、これの引受に当たっている。

（原産協会メールマガジン 2009 年 4 月号掲載分を一部修正）

Q1

適用の条件

「原賠法はどんな場合に適用されるのですか？」

A1

原賠法には適用の条件が定められています。  
事例を分けてわかりやすく説明すると次のようになります。

【原子力発電所の運転中に事故が発生し、放射性物質が大量に放出された場合】

これにより生じた損害（原子力損害）については、原賠法の定めにより原子力発電所を運転する電力会社のみが損害賠償責任を負います。

【原子力発電所の運転中に高温の蒸気（非汚染）が通っている配管が破断して死傷者が出る等の損害が発生した場合】

この場合は原賠法の対象とはならず、電力会社は一般の不法行為責任による損害賠償責任が問われます。

（＝原子力損害ではありません）

【原子力発電所の運転中に事故が発生したが、死傷者が出るなどの損害が発生しなかった場合】

もともと第三者に損害がなければ法律上の賠償責任の問題にはなりません。放射性物質が放出されていなければもちろん、たとえ放射性物質が放出された場合でも、第三者に損害がなければ原賠法の対象とはなりません。

【原子力発電所から窃盗犯により放射性物質が持ち出され、それによって第三者に損害が発生した場合】

この場合は、原子炉の運転のような原子力事業によって生じた事故とはいえません。そのため第三者に損害が生じても原賠法の対象とはなりません。但し、電力会社の管理が不十分なために盗難が生じた場合には、民法上の管理責任に基づく損害賠償責任が問われます。（原子炉の運転等によらない）

**【原子力発電所の運転中に地震によって、又はテロリストの攻撃によって、放射性物質が大量に放出された場合】**

これにより生じた第三者の損害は、原賠法の定めにより原子力発電所を運転する電力会社のみが損害賠償責任を負います。

**【原子力発電所の運転中に想定外の巨大地震によって、又は外国からの攻撃によって、放射性物質が大量に放出された場合】**

これにより生じた第三者の損害は、原賠法の定めにより、電力会社の損害賠償責任とはならず、政府が必要な措置を講じることになっています。

**解 説**

適用条件となるキーワードは、原賠法に定められている「原子炉の運転等」、「原子力損害」、「原子力事業者」です。「原子炉の運転等」とは、原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵、核燃料物質等の廃棄、およびこれらに付随して行なわれる核燃料物質や汚染物の運搬、貯蔵のことをいいます。「原子力損害」とは、原子核分裂の際の放射線や熱等により生じた損害、核燃料物質等の放射線および毒性により生じた損害をいいます。「原子力事業者」とは、原子炉の運転等を行うことを許可された事業者のことで、原賠法において具体的に規定されており、原子力事業者に対して、「原子力損害」を賠償するための資金的な手当て（損害賠償措置）が原賠法により強制されています。

原賠法では、「原子炉の運転等」により「原子力損害」を与えたときには「原子力事業者」だけが損害賠償責任を負い、原子力事業者以外の者は責任を負わないことが定められています（無過失責任、責任

集中）。ただし、「原子炉の運転等」による損害でも、その損害が「原子力損害」でなければ原賠法の対象にはなりません。

なお、上記のような損害が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」によって生じたものであれば、政府が必要な措置を講じることになっています。

日本で唯一の実例である JCO 臨界事故（1999 年 9 月 30 日発生）では、核燃料の加工（「原子炉の運転等」に含まれます）の最中にウラン溶液（核燃料）が臨界状態に達して発生した中性子線（放射線）の作用により、作業員（第三者）を死傷させる＝原子力損害）などで、原賠法の適用となり、加工事業の許可を受けている JCO（原子力事業者）だけ（責任集中）が損害賠償責任（無過失責任、無限責任）を負いました。しかし、損害賠償額が当時法律に定められていた損害賠償措置額である 10 億円を大きく超えて 150 億円に達したため、被害者救済を完遂するために JCO の親会社から損害賠償に関する資金的なバックアップがありました。

Q2

## 原子力損害の形態

「原子力損害とは  
どんな損害ですか？」

A2

原子力損害は、原子核分裂の際の放射線や熱等により生じた損害、核燃料物質等の放射線や毒性により生じた損害です。事故と損害の間に相当因果関係がある損害は全て含まれ、放射線による身体的損害、物的損害などの直接損害だけでなく、営業損害のような間接損害も原子力損害の対象となります。

原子力損害の対象として認められる例を挙げると次のようなものがあります。但し、相当因果関係の有無は個別に判断されるため、損害形態によっては、地域的、時間的な制限が為される場合があります。

- ①原子力施設で臨界が発生し、これによる放射線によって第三者が身体に傷害を負った場合の損害。
- ②原子力施設所から放射性物質が大量に放出されて、これにより第三者が身体に傷害を負ったり、第三者の財物が汚染されたりした場合の損害。
- ③原子力施設で使用、貯蔵されているウラン溶液やプルトニウム溶液を第三者が摂取し、中毒症状により身体に傷害を負った場合の損害。
- ④原子力施設で事故が発生し、行政による緊急事態措置により、避難した場合の避難費用、および避難等に伴い勤務や事業活動を中止した場合の休業損害や営業損害。
- ⑤原子力施設で事故が発生し、放出された放射性物質による汚染が発生した場合、人体や財物の汚染を検査するための検査費用。
- ⑥原子力施設で事故が発生し、放出された核燃料物質による汚染が発生した場合、汚染されていない農水産物等に関わる生産、営業に生じる風評被害による損害。

他方で、上記の原子力損害の考えから、認められない例を挙げるとは次のようなものがあります。

- ①原子力施設で事故が発生し、周囲への放射性物質等の放出、漏洩が無かった

にもかかわらず、所謂、風評被害により農水産物に発生した損害。(核燃料物質の放射線の作用や毒性的作用によらないため)

- ②原子力施設での放射性同位元素(核燃料物質を含まない)の放射線の作用により発生した身体障害。(R1は原賠法の対象外のため)
- ③原子力施設の運転中に発生した蒸気(非放射能)配管の破断により発生した身体障害。(核燃料物質の放射線の作用や毒性的作用によらないため)

なお、JCO事故時には、身体傷害、財物汚損、避難費用、検査費用(人、物)、休業損害、営業損害等が「原子力損害」の対象として取扱われました。

### 解 説

「原子力損害」とは「核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)により生じた損害」と原賠法第二条2項に定義されています。すなわち、原子力損害の形態は、原子核分裂の連鎖反応時に発生する放射線による損害、並行して発生する熱的・機械的エネルギーによる損害、核燃料物質の放射線による損害、核燃料物質の核分裂に際して

放射化された物・核分裂生成物の放射線による損害、核燃料物質、核分裂生成物(例えば、プルトニウム等)を摂取し、吸入することによって発生する損害です。また、原賠法第二条項で定義されている放射線の作用等による直接損害だけでなく、これと因果関係のある間接損害も原子力損害に含まれます。JCO臨界事故では、避難要請や屋内退避勧告に伴う避難費用や、働けに出られなかったことによる休業損害、事業や商売が立ち行かなくなったことによる多額の営業損害(風評被害)が原子力損害として取扱われました。

## 1 原賠法適用の条件とは

原賠法は民法の特別法にあたる。損害賠償責任はまず一般法である民法にその原則が規定されているが、それ以外にも損害賠償責任を定めた法律があり、これを特別法と呼ぶ。原賠法の他にも、例えば損害賠償責任の特別法として製造物責任法がある。特別法は、民法とは異なる特別な責任の要件を規定するが、原賠法第三条では、「原子炉の運転等」により「原子力損害」を与えたときには「原子力事業者」だけが損害賠償責任を負うと定めている。端的にいうとこれが適用の条件となる。このような特別な条件の下に原賠法が適用された場合、その効果として無過失責任や責任の集中が発生することになる。

**第三条** 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。

ここでいう「原子炉の運転等」、「原子力損害」、「原子力事業者」は原賠法第二条において以下のように定義されている。

「原子炉の運転等」（第二条1項）

**第二条** この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であって、政令で定めるものをいう。

- 一 原子炉の運転
- 二 加工
- 三 再処理
- 四 核燃料物質の使用
  - 四の二 使用済燃料の貯蔵
- 五 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

「原子力損害」（原賠法第二条2項抜粋）

### 第二条

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。（後略）

「原子力事業者」（原賠法第二条3項）

## 第二条

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）※
- 二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者※
- 三 規制法第十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※
- 四 規制法第四十三条の四第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※
- 五 規制法第四十四条第一項の指定（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※
- 六 規制法第五十一条の二第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※
- 七 規制法第五十二条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者※

- (※) 一号 原子炉設置の許可を受けた者  
二号 外国原子力船に設置した原子炉に係る許可を受けた者  
三号 加工事業の許可を受けた者  
四号 使用済み燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者  
五号 再処理の事業の許可を受けた者  
六号 廃棄の事業の許可を受けた者  
七号 核燃料物質の使用の許可を受けた者

また、「核燃料物質」や「放射線」などの用語についても第二条4項において定義されている。

## 第二条

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質（規制法第二条第八項に規定する使用済み燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「使用済み燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済み燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

なお、第三条においてただし書きされている「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるとき」に該当する場合は、原子力事業者に責任を問うことが適切でないため、原賠法第十七条により政府が必要な措置を講じることとなっている。「異常に巨大な天災地変」の定義は原賠法には規定されていないが、日本の歴史上余り例の見られない大地震、大噴火、大風水災といった予想もされていないような規模のものが相当する。また「社会的動乱」は、戦争、海外からの武力攻撃、内乱などが相当し、局地的な暴動やテロは含まれないとされている。

**第十七条** 政府は、第三条第一項ただし書の場合（中略）においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。

## 2 過去の原子力施設の事故と原賠法の適用

日本において原賠法が適用された事故は 1999 年に発生した JCO 臨界事故だけである。過去に起きたその他の事故については、原子炉の運転等によるものでない、もしくは原子力損害でない、というように何らかの条件が欠けていたために原賠法は適用されなかった。

(例)

- 1954 年 3 月 1 日 第五福竜丸 核実験被災（原賠法制定以前の事故）  
→ そもそも米国の核実験による被災であり、原賠法の対象外である。
- 1974 年 9 月 1 日 原子力船むつ 放射線もれ事故  
→ 原子力損害が出ていないため、賠償責任が発生しなかった。
- 2004 年 8 月 9 日 関西電力美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故による関連会社従業員の死傷者の発生  
→ 「原子力損害」に当たらないため、原賠法の対象でない。
- 2007 年 7 月 16 日 東京電力柏崎刈羽原子力発電所 新潟県中越沖地震被災による極めて微量の放射性物質の構外への漏洩  
→ 「原子力損害」に該当する損害では無いため、原賠法の対象でない。

## 3 「原子力損害」の形態

「原子力損害」の定義及び解説は、【Q2 原子力損害の形態「原子力損害とはどんな損害ですか？」】の解説の通りであり、ここでは日本で原賠法の対象となった唯一の事故である JCO 事故の事例に沿って各損害形態について述べる。

### (1) JCO 事故概要

1999 年 9 月 30 日午前 10 時 35 分頃、茨城県東海村にある JCO 核燃料加工事業所の転換試験棟において、臨界事故が発生し、約 20 時間に渡り臨界状態が継続した。事業所周辺に放射線（中性子線、 $\gamma$ 線及びヨウ素の希ガス）が放出されたが、放射性物質または放射能汚染が周辺に拡散するようなことはなかった。この事故により、燃料加工作業に従事していた JCO 作業員 3 名（2 名死亡、1 名重篤）が放射線被曝を受け、被曝者数は微量のものを含めて 93 名となった。

### (2) JCO、村、県、国の対応

住民への東海村による避難要請（約 350 m 圏内の近隣住民に対し、9 / 30 の 15 : 00 ~ 10



／2の18:30)及び茨城県による屋内退避勧告(10km圏内の住民に対し、9/30の22:30～10/1の16:30)が行なわれ、10/1の9:20に国による臨界終息宣言、10/2の18:30県による安全宣言が為された。JCOは10/4に現地に相談窓口を設置するとともに「被害等申出書」の受付を開始し、茨城県は10/5に「県民相談センター」、「臨界事故相談窓口」開設による県民への支援体制強化を開始した。また、国は10/7に原子力安全委員会による事故調査委員会を発足、10/22に「原子力損害調査研究会」及び「原子力損害賠償紛争審査会」を設置して、被害者の賠償問題への対応を開始した。

### (3) 原子力損害調査研究会による報告書

JCO 臨界事故では、上記原子力損害調査研究会による同年12/15付「営業損害に対する考え方(中間報告)」及び翌年3月付「原子力損害調査研究報告書」が作成されて、身体の障害、検査費用(人)、避難費用、検査費用(物)、財物汚損、休業損害、営業損害、精神的損害について、「原子力損害」に該当するか否か、原賠法に基づく賠償の対象と認められる損害の範囲、判断指針等が示された。その指針の概要を以下に挙げる。

#### (1) 身体の損害

- ・ 請求者側の立証により、身体の傷害が本件事故による放射線障害(急性放射線障害又は晩発性放射線障害)であると認められる場合には、賠償の対象と認められる。

#### (2) 検査費用(人)

- ・ 事故発生(9/30の10:35)から避難要請解除(10/2の18:30)までの間、茨城県内に居た者で、平成11年11月末までに受けた検査費用は損害と認められる。(11/4の事故調査対策本部の報告及び11/13、14の住民説明会等において正確な情報が提供され、これが一般国民に周知される合理的かつ相当な期間を勘案し、11/末とした。)

#### (3) 避難費用

- ・ 屋内退避勧告の区域内に住む者が現実に支払った、避難した際の交通費、宿泊費、宿泊に付随する費用(避難要請等の行政措置が解除された11/2までに要した費用)。

#### (4) 検査費用(物)

- ・ 事故発生当時茨城県内にあった財物で、平成11年11月末まで(上記(2)と同じ事由)に検査を実施した場合の、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的なものや取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされたものの検査費用。

#### (5) 財物汚損

- ・ 動産については、価値を喪失し、または減少した部分について損害と認められる。
- ・ 不動産については、屋内退避勧告区域内で売却予定の契約、賃貸契約等が締結されており、本件事故を事由とした合理性のある平成11年11月末までに生じた解約や値下げについては、損害と認められる。

#### (6) 休業損害

- ・ 屋内退避勧告区域内に居住地または勤務地がある労働者が行政措置により就労が不能となった場合、就労不能の状況が解消された時点まで(避難要請が解除された10/2から合理的期間経過後まで)に生じた給与等の減収分が損害と認められる。

#### (7) 営業損害(JCO事故では農畜水産物等で放射能汚染を被ったものは無かったため、ここでの営業損害は間接損害(所謂、風評損害)と言えるもの)

- ・ 茨城県内で収穫される農畜水産物で、平成 11 年 11 月末まで（上記（2）と同じ事由）に生じた減収分が損害と認められる。
- ・ 上記以外の営業については、営業拠点が屋内退避勧告区域内にあり、取引の性質上止むを得ないもので、平成 11 年 11 月末までに現実に減収のあった取引の粗利益が損害と認められる。

#### （8）精神的損害

- ・ 身体傷害を伴わない精神的苦痛のみを理由とする賠償請求については、特段の事情が無い限り損害とは認められない。（身体の傷害を伴う精神的苦痛は慰謝料として損害と認められる。）

なお、本指針は、必ずしも請求者（被害者）の損害として認められる範囲の上限を画するものではなく、これを超える請求であっても、請求者側から「原子力損害」発生の事実が立証された場合には、その賠償まで否定する趣旨のものではないと謳われている。

具体的な内容については、平成 12 年 3 月原子力損害調査研究会の「(株) ジェー・シー・オー東海事業所核燃料加工施設臨界事故に係る原子力損害調査研究報告書」を参照ください

Q1

## 国際輸送事故の 賠償請求先

「日本企業が日本からフランスへの使用済燃料輸送中に事故を起こしました。損害賠償の請求先として誰が考えられますか？」

A1

損害賠償の請求先は輸送に関わる関係者の全て、すなわち、例えば荷主（使用済燃料の所有者）、輸送の受託者（輸送の管理責任者）、船会社（船の管理・運航者）等が広く対象となりえます。

ただし、日本の領海内において事故が発生し、かつ原子力損害を生じた場合には、原賠制度に基づく責任集中により原子力事業者（荷主）の責任となります。

### 解説

不法行為による損害賠償責任では、その結果に対して法的責任が認められる者全てが責任の主体（不法行為者）となります。そのため、荷物に関する責任がある荷主はもちろん、荷主から輸送を引き受けることによって輸送に関する管理責任を負っている輸送受託者、輸送手段としての船の管理や航行に責任を負っている船会社など、事故の原因に応じて輸送に関し責任が認められる全ての関係者に損害賠償請

求が及ぶ可能性があります。

一般的にはこのようになりますが、日本の原賠法に基づいて損害賠償責任が処理される場合には、原賠制度に基づく責任集中により原子力事業者のみがその責任を追うこととなります。しかしながら、国際輸送中の事故に関する裁判が、次のQ2で説明するように海外で行われるような場合、日本の原賠法が適用されないため、責任集中などの仕組みが働かない場合もあり得ます。

Q2

国際輸送中に関する  
損害賠償請求の態様

「Q1の事故の場合、原子力損害の賠償に関する裁判は、どこでどのように行われますか？」

A2

【日本の領海内で起きた原子力事故の場合】

- 日本において原子力損害が発生した場合、被害者は日本の裁判所で、原子力事業者  
に賠償を請求し、日本の法律（原賠法）に基づいて裁判が行われます。
- 損害が日本以外の国にも及んだ場合、その被害者は損害を生じた国の裁判所で、輸  
送関係者に賠償を請求することが考えられます。その場合、裁判を行う国の法律に  
基づいて裁判が行われるのが原則です。

【公海で起きた原子力事故の場合】

- 公海で原子力事故が発生した場合で、その影響が公海上にとどまり、誰にも損害が  
発生しなければ、損害賠償責任は発生せず、賠償に関する裁判も行われません。
- 公海上の事故であっても、どこかの国に損害が及んだ場合、あるいは公海上であっ  
ても周囲の船舶や乗組員等に損害が発生した場合には、損害を被った国（または被  
害者の国）の裁判所で、輸送関係者に賠償を請求し、その国の法律に基づいて裁判  
が行われるのが原則です。

【輸送経路の沿岸国の領海内で起きた原子力事故の場合】

- 第三国において原子力損害が発生した場合、被害者は損害を被った国の裁判所で、  
輸送関係者に賠償を請求することが考えられます。その場合、裁判を行う国の法律  
に基づいて裁判が行われるのが原則です。

【フランスの領海内で起きた原子力事故の場合】

- フランス国内で原子力事故が発生した場合、被害者はフランスの裁判所で、輸送関  
係者に賠償を請求し、フランスの国内法に基づいて裁判が行われるのが原則です。
- 損害がフランス以外の国にも及んだ場合、その被害者は損害を被った国の裁判所で、  
輸送関係者に賠償を請求し、その国の法律に基づいて裁判が行われるのが原則です。

### 【全ての場合に共通する事項】

- 事故地、損害発生地に関わらず、原子力損害を被った被害者は被告の所在地である日本の裁判所で原子力事業者に賠償を請求し、日本の法律（原賠法）に基づいて裁判が行われる可能性もあります。

#### 解 説

国籍の異なる当事者間の損害賠償に関する民事訴訟では、裁判管轄権が1つとは限りません。但し、不法行為があった国（不法行為地）に裁判管轄権が認められ、裁判が行われる国の法律が適用されることが通常です。但し、原子力事故の場合には、事故により広汎な地域に損害が発生することも考えられます。その場合の「不法行為地」は単に事故現場というだけでなく、その事故によって損害が発生した地域全体を指すことになる可能性もあります。

そのため、複数の国で損害が発生すれば、複数の国で裁判が起こされる可能性があります。また、不法行為地ばかりでなく、被告の所在地国にも裁判管轄権が認められることから、日本で裁判を起される可能性もあります。これらの場合、複数の国で裁判が行われる可能性があり、その準拠法も異なるため、

同じ事故の損害であっても、様々な（場合によっては不公平な）裁判の結果が出される可能性があります。

また、判決などにより裁判の結果が示されても、それによって直ちに賠償金の支払い等の救済が受けられるわけではありません。判決を実現するには執行が必要です。この執行を確保するためという見地からも、裁判をどこで提起することが有利かを判断する必要があります。

以上は日本の「民事訴訟法」や「法の適用に関する通則法」の考え方をもとにした一般論です。実際に海外輸送中の核燃料等について広汎な損害を生じるとような事故が発生した場合には、どのような国が関わるか、その国の法制度はどうなっているか等によって様々な選択があり得ることをまずは知っておいてください。

Q1

## 国際条約の概要

「原子力損害賠償に関する国際社会の取り決めはどうなっていますか？」

A1

原子力損害賠償に関する国際条約には次の3系統があります。

- パリ条約、改正パリ条約
- ウィーン条約、改正ウィーン条約
- 原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）

3系統の国際条約は以下の内容を共通に備えています。

- 原子力損害の範囲
- 原子力事業者の無過失責任及び責任集中
- 賠償責任限度額の設定
- 損害賠償措置（保険等）の強制
- 専属裁判管轄の設定と判決の承認・執行の義務

これらの取り決めによって、条約加盟国の中では原子力損害賠償制度が国際的に有効になり、また賠償の手続きが迅速かつ適切に行われることが期待されます。

## 解 説

原子炉の運転等に関わる事故により大量の放射性物質が放出された場合、特に欧州のように隣国と陸続きの地域では、国境に関係なく原子力損害が広がります。

国境を越えた原子力損害の処理において国際間の取り決めがない場合、責任の所在が定まらないため被害者は損害賠償の請求先が分からず、また、複数の国で多数の裁判が行われることで被告にも多大な負荷がかかるとともに、同様の被害に対して不統一な結果が出るおそれもあり、適切な救済が行われない可能性もあります。この問題に対処するために、事業者への責任集中や裁判管轄権の設定など、原子力損害賠償制度の国際的な共通ルールを定めたものが国際条約です。

原子力損害賠償に関する国際条約には、パリ条約（1968年発効）、ウィーン条約（1977年発効）、原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC：Convention on Supplementary Compensation

for Nuclear Damage 1997年採択・未発効）の3系統があり、付随してパリ条約とウィーン条約を連結して保護を拡大するジョイントプロトコール（1992年発効）やパリ条約に関連して責任限度額を超える損害に対して資金を提供するブラッセル条約（2004年採択・未発効）があります。パリ条約、ウィーン条約については現在それぞれ改正議定書が採択されています。

これらの国際条約には、原子力損害賠償制度の基本的な原則に加え、事故発生国への専属裁判管轄権の設定や、判決の承認・執行の義務化によって賠償の手続きを確定させ、迅速かつ適切な賠償が行われるような仕組みが定められています。ただし、基本的には同じ条約の加盟国間でなければこれらの仕組みは適用されないため、周辺諸国と同じ条約に加盟することが大切です。

なお、日本は現在、原子力損害賠償に関するいずれの国際条約にも加盟していません。

### 【各条約の加盟国数、エリア】

パリ条約 (1968年発効)	ウィーン条約 (1977年発効)	補完的補償条約 (CSC) (1997年採択、未発効)
英、仏、独、伊等 15カ国	中東欧、中南米等 32カ国	アルゼンチン、 モロッコ、 ルーマニア、 アメリカの4カ国
改正パリ条約は 15カ国＋スイス (2004年採択、未発効)	改正ウィーン条約はアルゼンチン、ベラルーシ、ラトビア、モロッコ、ルーマニアの5カ国(2003年発効)	
欧州中心 OECD加盟国	中東欧、中南米等 IAEA加盟国中心	韓国や日本が加盟すれば未加盟国の多いアジア地域に広がる可能性がある

Q2

国際枠組みに対する  
日本の役割

「日本はどのようにして原賠に関する国際条約に入っていないのですか？」

A2

- 我が国は島国であり越境損害のおそれが比較的少ないこと、原賠制度が十分に充実していること、周辺諸国が条約に加盟していないことなどから、国際条約に直ちに加盟する必要はないとされてきました。
- しかし今後はアジアにおける原子力利用拡大や、日本の原子力産業界の国際展開に伴い、原子力損害賠償のリスクに備えることが一層大切になってくるため、我が国も具体的検討を始める時期にあると言えます。

解説

日本はこれまで原賠制度に関する国際条約に加盟していません。その理由としては以下のようなものがあります。

- (1) 我が国には原子力先進国として各条約に比べて遜色ない水準の原子力損害賠償制度があること（我が国の賠償措置額は600億円であり、平成22年からは1,200億円に上げられることを考えると、改正パリ条約の最低責任限度額である7億ユーロ＝約1,000億円、改正ウィーン条約、CSCの最低責任限度額である3億SDR＝約500億円と比べて遜色ないといえる）
- (2) 日本は島国であり他の原子力施設国と陸続きで隣接していないので、万一事故が起こったとしても越境損害に発展する可能性が低いこと
- (3) 近隣の東アジア諸国（中国、台湾、韓国など）が国際条約に加盟していないこと

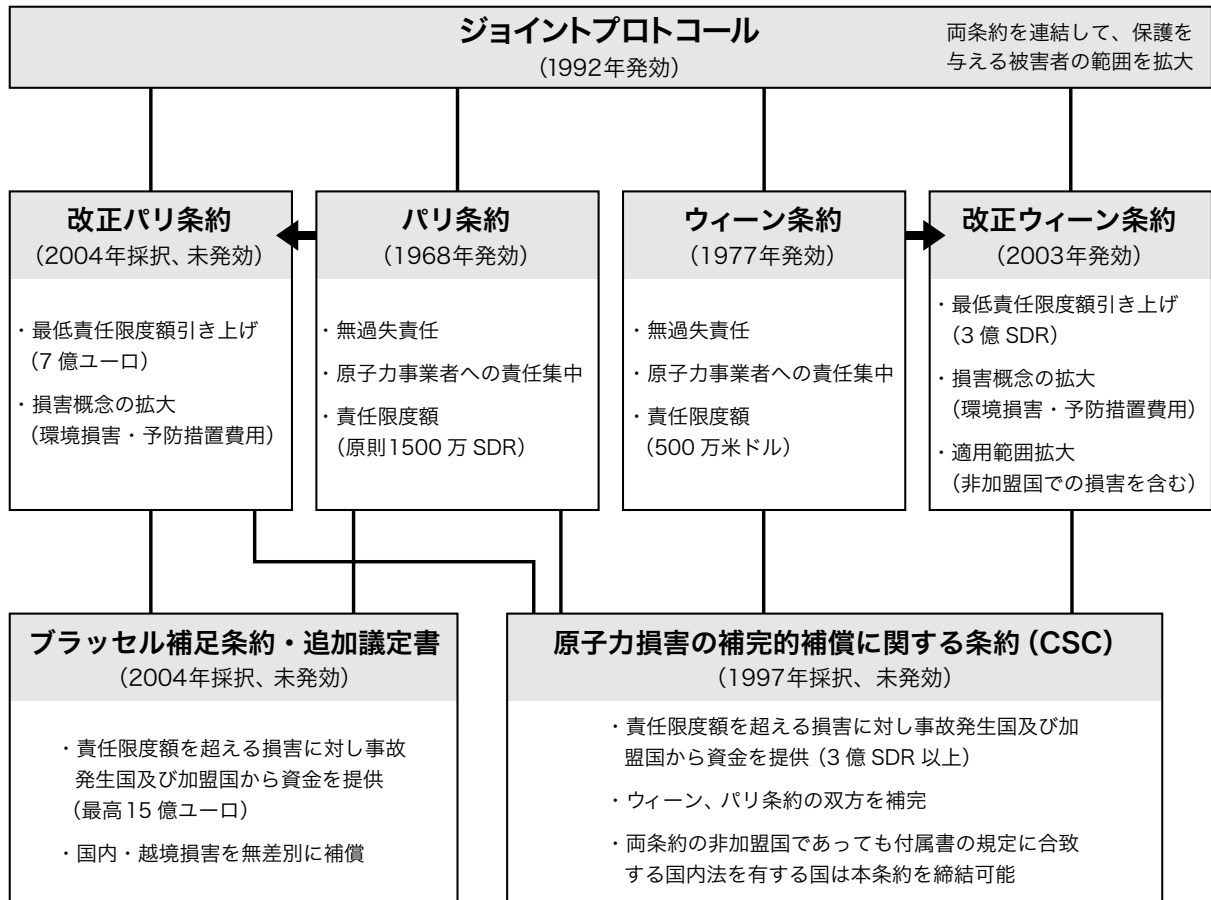
これらの理由から、現時点で国際枠組みに直ちに参加しなければならない状況にはないとされてきたものです。

しかし、今後東アジア地域では大幅な原発施設の増設や東南アジアでの新規建設が見込まれており（アジア地域では現在8,452万kWの原発が運転中、さらに7,403万kWが建設・計画中）、それに伴って国際輸送の増加も予想されます。さらに、原子力プラントメーカーの国境を越えた再編・連携が進んでいることや、米国がCSCを批准したこともあり、我が国も国際的な枠組みに対して前向きに取り組んでいかなければならない状況にあります。

また、国際条約は基本的には加盟国間でのみ効力を発揮するため、我が国がアジア地域の原子力先進国としてリーダーシップを発揮し、周辺諸国に対して条約加盟に向けた働きかけをしていくことも大切です。



【原子力損害の賠償に関する国際条約の関係】



Q1

## CSC の特徴

「米国が加盟したCSCとは、どのような条約ですか？」

A1

- CSC とは、原子力損害の補完的補償に関する条約 (Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage) のことです。
- パリ条約(改正パリ条約を含む、以下同じ)、ウィーン条約(改正ウィーン条約を含む、以下同じ)と同様に、原子力損害の責任に関する事項を定めた条約ですが、大規模な原子力損害により責任限度額を超えた場合、全締約国が拠出する補完基金により、実際の補償額が底上げされるのが特徴です。
- CSC に加盟するための条件は、パリ条約、又は、ウィーン条約に加盟しているか、もしくは、補完基金条約付属書における一定の内容を有する国内法の規定が必要です。
- 原子力の新興国にとっては、新たにパリ条約、ウィーン条約に加盟するよりも、比較的に加盟しやすい仕組みになっています。そのため、法制度の整備を目指すアジア諸国等にとっては都合の良い条約と言えます。
- また、原子力に関し独自の法制度を既に持っている米国のような国や、原子力賠償法が既に整備されている国にとっても加盟しやすい条約と言えます。

## 解説

### 1. CSC の仕組み

CSC は 1997 年に IAEA で採択された条約で現在未発効ですが、各国の国内法による原子力損害賠償措置を補完しています。その仕組みは、原子力事故の発生時に、事故発生国の責任限度額（原則 3 億 SDR= 約 500 億円に相当します）を超えた場合、すべての加盟国により拠出された補完基金を用い、より多くの補償額を被害者に対して提供するというもので、世界規模での原子力損害賠償の枠組み構築を目指すものです。

この補完基金の資金は、加盟各国の原子力設備容量および国連分担金割合に応じて算出されます。したがって、加盟国が増加するほど、その資金は増加し、大規模な原子力事故への備えとなります。

### 2. CSC の特徴

パリ条約やウィーン条約の加盟国ではない国が CSC に加盟する場合、その条件として「付属書」の規定に適合する国内法を要求することは CSC の特徴の一つです。この付属書では、パリ条約、ウィーン条約と同様に、原子力損害の範囲、原子力事業者の無過失責任及び責任集中、賠償責任限度額の設定、損害賠償措置の強制、専属裁判管轄の設定と判決の

承認・執行の義務、といった原子力損害の責任に関する最低基準・基本原則を定めています。

責任額については原則 3 億 SDR（約 500 億円）を下回らない額とされ、これに不足する額は公的資金により補償されることとなりますが、この責任額はウィーン条約と同様で、パリ条約の 7 億ユーロ（約 1,000 億円）よりも大幅に少なく設定されています。また、異常な性質の巨大な天災地変による原子力損害の責任は免責とされており、これが有責とされているパリ条約、ウィーン条約と大きく違っています。これらを総合すると、CSC は、アジアにおける原子力発電所等の既設の韓国、中国（法律未整備）、台湾、日本にとっては勿論、および、新規の原子力導入予定の諸国にも加盟しやすい条約であるといえます。

さらに、付属書に米国の法制を考慮した事項を設け、同国が加盟できるよう配慮されています。原子力損害賠償条約では原子力事業者の無過失責任と責任集中が原則事項とされていますが、米国の原子力賠償法であるプライス・アンダーソン法では、こうした原則はとられていません。そこでこうした配慮がなされているものです。但し米国の法制においては、事業者への責任の集中は、経済的な責任の集中となる仕組みになっており、被害者が迅速・公平な救済を得られるようになっています。

Q2

CSC加盟を目指す理由

「いま、日本がCSCに注目しているのは何故ですか？」

A2

- CSCは、パリ条約、ウィーン条約に比べて、いくつかの事項（免責事由、除斥期間など）において、日本の原賠法と親和性があります。
- アジア周辺諸国が比較的加盟しやすい内容であり、アジア周辺地域において国際的な原子力損害賠償体制を構築できる可能性があります。
- 日本と原子力ビジネスでつながりの深い米国がCSCに加盟したことは、日本が加盟する場合の方向性と一致しており、また、日本が原子力プラント等の輸出する原子力新興国において、当該国が国内の原子力賠償制度の構築および賠償条約への加盟を並行して行なえることの条件に最適と判断されます。加えて、当然のことながら、日本も同じ枠組みに加わることが米国から期待されています。
- ただし、我が国がCSCに加盟するためには、いくつかの解決しなければならない課題があります。

## 解 説

我が国が原子力損害賠償に関する国際条約の加盟を想定したとき、【Q1 CSCの特徴「米国が加盟したCSCとは、どのような条約ですか？」】の回答(A2)で述べたとおり、制度上の整合や国際的な状況から判断して、CSCを念頭に置くのが現実的とされています。

まず、我が国の制度との間に大きな相違がないことが重要であることから、次の2点が挙げられます。

- ① 我が国では、CSCと同様に、異常に巨大な天災地変や社会的動乱の際には事業者が賠償責任を負わないことになっていますが、パリ条約、ウィーン条約では、いかなる天災地変も免責になりません。
- ② 除斥期間については、我が国の法制度上では「不法行為の時から20年」と定められていますが、パリ条約、ウィーン条約では「死亡または身体の障害は原子力事故の日から30年、その他の損害は原子力事故の日から10年」であり、CSCでは「原子力事故の日から10年（賠償措置・国の補償が10

年より長い期間整備されている場合は、その期間でも可)」となっており、CSCとの問題は生じません。国際的な枠組みの視点からも、パリ条約はEU諸国、ウィーン条約は中東欧・中南米など、いずれも我が国との地理的關係が薄い国々が主な加盟国であるのに対して、CSCでは、越境損害の可能性のある韓国、中国、台湾の既設国・地域、や新規導入の予定される東南アジア諸国および既批准国の米国を対象とした環太平洋諸国にまで、日本と同じ枠組みに入ることが期待されます。

以上のことから、CSCへの加盟が、パリ条約・ウィーン条約への加盟より、条件的に有利と判断される状況にあるものと思われます。

しかしながら、我が国がCSCに加盟するためには、原子力損害の定義、拠出金の負担・支払・受取のための体制や、裁判管轄権の問題など、いくつかの解決しなければならない課題があり、まずは、これらの解決に向けての論議を進めるとともに、東アジアの既存施設の国・地域での実現に向けた国際的な話し合いを行うことが大切でしょう。

【原子力損害賠償に関する国際条約と原賠法の比較】

名称	改正パリ条約	改正ウィーン条約	
目的	原子力事故に起因する損害を被った人に対して適当かつ公正な賠償を保証するとともに、平和目的の原子力の生産および利用の開発が妨げられないことを確保すること。	原子力の特定の平和利用から生ずる損害に対し、財政的保護を提供するための最低限度の基準を設定し、各国憲法上及び法律上の制度の如何にかかわらず、各国間の友好的関係の発展に寄与すること。	
締約国	フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等の欧州のEU加盟国を中心とした旧条約締約15カ国+スイスが署名 2004年採択、未発効	アルゼンチン、ベラルーシ、ラトビア、モロッコ、ルーマニア（5カ国）1997年採択、2003年発効	
原子力損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は身体の傷</li> <li>・財産の滅失又は毀損管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの</li> <li>・経済的損失</li> <li>・環境損害の現状回復措置費用</li> <li>・環境損害に基づく収入の喪失</li> <li>・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は身体の傷害</li> <li>・財産の滅失又は毀損 管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの</li> <li>・経済的損失</li> <li>・環境損害の現状回復措置費用</li> <li>・環境損害に基づく収入の喪失</li> <li>・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害</li> <li>・環境汚染によって生じたものではない経済損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの</li> </ul>	
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィーン条約及びジョイントプロトコル締約国であって、パリ条約の非締約国</li> <li>・原子力事故の発生時に、自国の領域及び原子力施設を持たない非締約国</li> <li>・本条約と同じ原則に基づき同等の互恵的保護を与える有効な原子力責任立法を有するその他非締約国</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非締約国の領域における原子力損害にも適用</li> <li>・ただし、原子力事故時においてその領域、または排他的経済水域に原子力施設を有し、かつ、当該事故時において同等の相互的な利益を提供していない非締約国で被った原子力損害に対しては、施設国の法令により、この条約の適用除外とすることができる。</li> </ul>	
賠償責任・賠償措置	責任の性質	・無過失責任	・無過失責任
	責任集中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者へ責任集中</li> <li>・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者へ責任集中</li> <li>・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。</li> </ul>
	免責事由	・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱	・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱
	責任限度額（賠償措置額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一事故あたりの責任限度額を7億ユーロ（約940億円）を下回らない額とする。</li> <li>・ただし、新規加盟する国は、2004年の採択日から最長5年間は、国内法において3億5千万ユーロを下回らない額とすることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一事故あたりの責任限度額を3億SDR（約440億円）を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。</li> <li>・1億5千万SDRを下回らない額（3億SDRまでの公的資金が国により担保される場合）。</li> <li>・発効から15年間について、責任額の確保が困難な国のために、1億5千万SDRとすることが可能。</li> </ul>
	少額措置額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低リスクの原子力施設：7000万ユーロ（約94億円）</li> <li>・輸送：8000万ユーロ（約107億円）</li> <li>※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・500万SDR（約7.3億円）以上の額</li> <li>※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。</li> </ul>
	賠償措置	・保険、その他の資金的保証	・保険、その他の資金的保証
国家補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	
拠出金			
除斥期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年</li> <li>・その他の損害は、原子力事故の日から10年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年</li> <li>・その他の損害は、原子力事故の日から10年</li> </ul>	
裁判管轄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、その領域（EEZを含む）で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。</li> <li>・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、その領域（EEZを含む）で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。</li> <li>・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。</li> </ul>	

（通貨の換算は平成21年8月27日現在のレートをベースに概算）

CSC	原賠法
<p>ウィーン条約・パリ条約（いずれも改正を含む）・CSC 附属書に適合する国内法の下で、損害賠償額を拡大する観点から原子力損害賠償体制を補完し、世界的な責任制度を構築すること。</p>	<p>・被害者保護と原子力産業の健全な発達</p>
<p>アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカ（4カ国、アメリカは2008年5月に批准）1997年採択、未発効 ※発効要件：5カ国の批准と原子炉熱出力4億KW以上</p>	<p>1962年施行</p>
<p>・死亡又は身体の傷害 ・財産の滅失又は毀損 管轄裁判所の法が決する限りにおいて次のもの ・経済的損失 ・環境損害の現状回復措置費用 ・環境損害に基づく収入の喪失 ・防止措置の費用及びその措置により生じた損失・損害 ・環境汚染によって生じたものではない経済損失であって民事責任に関する一般法で認められているもの</p>	<p>・核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、または吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害</p>
<p>・基本的に締約国の領域内で生じた原子力損害に適用。 ・非締約国の領域で生じた原子力損害には適用しない。</p>	
<p>・無過失責任</p>	<p>・無過失責任</p>
<p>・事業者へ責任集中 ・ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。</p>	<p>・事業者へ責任集中</p>
<p>・戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱 ・異常に巨大な天災地変</p>	<p>・社会的動乱 ・異常に巨大な天災地変</p>
<p>・一事故あたりの責任限度額を3億SDR（約440億円）を下回らない額とする。ただし、以下の例外あり。 ・経過措置として最長10年間、1億5千万SDR以上とすることが可能。</p>	<p>・原子炉の運転（1万KW超）……………600億円 ・原子炉の運転（100KW超1万KW以下）……120億円 ・原子炉の運転（100KW以下）……………20億円 ・再処理……………600億円 ・加工・使用（プルトニウム、高濃縮ウラン）…120億円 ・加工・使用（低濃縮ウラン）……………20億円 ・使用済燃料の貯蔵……………120億円 ・埋設・管理（ガラス固化体）……………120億円 ・埋設・管理（低レベル放射性廃棄物）……………20億円 ・運搬（ガラス固化体、使用済み燃料、プルトニウム、高濃縮ウラン）……………120億円 ・運搬（上記以外）……………20億円</p>
<p>・500万SDR（約7.3億円）以上の額 ※ただし、賠償措置額との差額を公的資金により確保する必要がある。</p>	
<p>・保険、その他の資金的保証</p>	<p>・保険及び政府との補償契約、供託</p>
<p>・責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償</p>	<p>・賠償措置額を超える損害については、必要があると認めるときに国が援助</p>
<p>・大規模な原子力損害が発生した場合、3億SDR（又は締約国がIAEAに登録したそれ以上の額）を超える部分には、一定の算式に基づく全締約国の拠出による補完基金が準備される。 【補完基金：以下の合計金額】 ・施設国の原子力設備容量比例 ＝原子炉熱出力1MW×300SDR ・上記原子力設備容量比例の10% ＝締約国の国連分担金負担率により配分</p>	
<p>・原子力事故の日から10年（賠償措置・国の補償が10年より長い期間あれば、その期間でも可）</p>	<p>・民法724条後段より不法行為の時から20年</p>
<p>・原則として、その領域（EEZを含む）で原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属。 ・締約国の領域外または事故地を特定できない場合は、施設国の裁判所に専属。</p>	

## 【原子力損害の賠償に関する法律】

(昭和三十六年六月十七日法律第四百七十七号)

最終改正：平成二一年四月一七日法律第一九号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 原子力損害賠償責任（第三条―第五条）
- 第三章 損害賠償措置
  - 第一節 損害賠償措置（第六条―第七条の二）
  - 第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第八条・第九条）
  - 第三節 原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）
  - 第四節 供託（第十二条―第十五条）
- 第四章 国の措置（第十六条・第十七条）
- 第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）
- 第六章 雑則（第十九条―第二十三条）
- 第七章 罰則（第二十四条―第二十六条）
- 附則

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 原子炉の運転
- 二 加工
- 三 再処理
- 四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみ



なされた者を含む。)

二 規制法第二十三条の二第一項 の許可を受けた者

三 規制法第十三条第一項 の許可（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

四 規制法第四十三条の四第一項 の許可（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

五 規制法第四十四条第一項 の指定（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

六 規制法第五十一条の二第一項 の許可（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

七 規制法第五十二条第一項 の許可（規制法第七十六条 の規定により読み替えて適用される同項 の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号 に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号 に規定する核燃料物質（規制法第二条第八項 に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項 に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項 に規定する再処理をいい、「使用済燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項 に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項 に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号 に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項 に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

## 第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任、責任の集中等）

**第三条** 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

**第四条** 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

2 前条第一項の場合において、第七条の二第二項に規定する損害賠償措置を講じて本邦の水域に外国原子力船を立ち入らせる原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額は、同項に規定する額までとする。

3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百九十八条第一項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。

（求償権）

**第五条** 第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

## 第三章 損害賠償措置

### 第一節 損害賠償措置

(損害賠償措置を講ずべき義務)

**第六条** 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

(損害賠償措置の内容)

**第七条** 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり千二百億円（政令で定める原子炉の運転等については、千二百億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 文部科学大臣は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

**第七条の二** 原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結その他の措置であつて、当該原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額（原子力損害の発生の原因となつた事実一について三百六十億円を下らないものとする。）の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

### 第二節 原子力損害賠償責任保険契約

(原子力損害賠償責任保険契約)

**第八条** 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

**第九条** 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

### 第三節 原子力損害賠償補償契約

(原子力損害賠償補償契約)

**第十条** 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

**第十一条** 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

### 第四節 供託

(供託)

**第十二条** 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。

(供託物の還付)

**第十三条** 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取りもどし)

**第十四条** 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、文部科学大臣の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。
- 三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 文部科学大臣は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

(文部科学省令・法務省令への委任)

**第十五条** この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、文部科学省令・法務省令で定める。

## 第四章 国の措置

(国の措置)

**第十六条** 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

**第十七条** 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

## 第五章 原子力損害賠償紛争審査会

**第十八条** 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。

二 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。

三 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 雑則

(国会に対する報告及び意見書の提出)

**第十九条** 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会又は原子力安全委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)

**第二十条** 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(報告徴収及び立入検査)

**第二十一条** 文部科学大臣は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所若しくは原子力船に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経済産業大臣又は国土交通大臣との協議)

**第二十二条** 文部科学大臣は、第七条第一項若しくは第七条の二第一項若しくは第二項の規定による処分又は第七条第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉の運転、加工、再処理、使用済燃料の貯蔵又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に係るものについては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものについては国土交通大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

**第二十三条** 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。

## 第七章 罰則

**第二十四条** 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第二十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

附 則 (平成二十一年四月一七日法律第一九号)

この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

## 【原子力損害賠償補償契約に関する法律】

(昭和三十六年六月十七日法律第四百四十八号)

最終改正：平成二一年四月一七日法律第一九号

(定義)

**第一条** この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十七号。以下「賠償法」という。）第二条第一項 に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項 に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項 に規定する原子力事業者（同項第二号 に掲げる者を除く。）をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項 に規定する原子力船をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条 に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項 に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条 に規定する責任保険契約をいう。

(原子力損害賠償補償契約)

**第二条** 政府は、原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

(補償損失)

**第三条** 政府が前条の契約（以下「補償契約」という。）により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失（以下「補償損失」という。）とする。

- 一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害
- 二 正常運転（政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。）によつて生じた原子力損害
- 三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。）
- 四 原子力船の外国の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第七条第一項 に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置（賠償法第七条の二第一項 に規定する損害賠償措置の一部として認められるものに限る。）によつてはうめることができないもの
- 五 前各号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

(補償契約金額)

**第四条** 前条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約に係る契約金額（以下「補償契約金額」という。）は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額（損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額）とする。

2 前条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約金額は、賠償法第七条の二第一項 に規定する損害賠償措置の金額に相当する金額（賠償法第七条第一項 に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償する

ための措置が賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められる場合においては、当該原子力損害を賠償するための措置の金額を控除した金額)とする。

(補償契約の期間)

**第五条** 第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。

2 第三条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、原子力船が本邦の水域を離れる時から本邦の水域に戻る時までの期間内の期間とする。

(補償料)

**第六条** 補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(補償金)

**第七条** 政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとする。

2 政府が第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額(当該損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額)から当該責任保険契約によつてうめられる金額を控除した金額をこえないものとする。

(補償契約の締結の限度)

**第八条** 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(通知)

**第九条** 原子力事業者は、補償契約の締結に際し、政令で定めるところにより、原子炉の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。通知した事実に変更が生じたときも、同様とする。

(政令への委任)

**第十条** 補償契約の締結並びに補償料の納付の時期、補償金の支払の時期その他補償料の納付及び補償金の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

(時効)

**第十一条** 補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

**第十二条** 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。

(補償金の返還)

**第十三条** 政府は、次の各号に掲げる原子力損害に係る補償損失について補償金を支払ったときは、原子力事業者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 補償契約の相手方である原子力事業者が第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合において、その通知を怠り、又は虚偽の通知をした事実に基づく原子力損害

二 政府が第十五条の規定により補償契約を解除した場合において、原子力事業者が、その解除の通知を受けた日から解除の効力が生ずる日の前日までの間における原子炉の運転等により与えた原子力損害

(補償契約の解除)

**第十四条** 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合においては、当該補償契約の解除の申込みに応ずることができ、又は当該補償契約を解除することができる。

2 前項の規定による補償契約の解除は、将来に向つてその効力を生ずる。

**第十五条** 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一 賠償法第六条の規定に違反したとき。

二 補償料の納付を怠つたとき。

三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。第十七条第二項において「規制法」という。）第二十一条の二、第三十五条、第四十三条の十八、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項又は第五十九条第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。

五 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

2 前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

(過怠金)

**第十六条** 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

(業務の管掌)

**第十七条** この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の運転、加工（規制法第二条第七項に規定する加工をいう。）、再処理（規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。）、使用済燃料の貯蔵（規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。）又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄（規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物施設又は廃棄物管理をいう。）に係るものにあつては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものにあつては国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

(業務の委託)

**第十八条** 政府は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成七年法律



第百五号) 第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等(これらの者のうち責任保険契約の保険者であるものに限る。)に委託することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。

附 則 抄

附 則 (平成二十一年四月一七日法律第一九号)

この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

原産協会メールマガジン別冊特集

**「あなたに知ってもらいたい原賠制度」**

平成21年10月23日 発行

[編集発行]

社団法人 日本原子力産業協会 政策推進部

〒105-8605

東京都港区新橋 2-1-3 新橋富士ビル 5階

電話:03-6812-7102 FAX:03-6812-7110

本書に関するお問い合わせ、内容に関するご質問・ご感想、本書の入手希望については上記お問い合わせ先または [genbai@jaif.or.jp](mailto:genbai@jaif.or.jp) までお願いいたします。





この小冊子は、原産協会メールマガジン2009年3月号～2009年8月号に掲載されたQ&A方式による原子力損害賠償制度の解説、「シリーズ『あなたに知ってほしい原賠制度』」の基礎編6回分を取りまとめ、冊子としたものです。